

財務省告示第四百四十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平

成十七年十一月二十一日に発行する利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十一月十八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二

百

七十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和十二年法律第三

十

十四号）第四条第一項及び平成

十七年十一月十八日

の法律及びそ

三 振替法の適

用等

四 発行方法

五 発行額

利付国債の発行に際し、本銀行とすることを。その振替
 機関は日本郵政公社による国債の募集
 の取扱いは、及び取得による発行
 の取扱い及び取得による発行
 額、金額で二百五十億円
 うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行する利付国債に
 ついては、額面金額で十五億六
 百万円、平成十七年度における
 財政運営のため法律第二十一条
 の特等に関する法律第二十一条
 項の規定に基づき発行する利付

六 七 八 九 十 十 十
 六 七 八 九 十 十 十
 払込金額
 最低額面金額
 振替単位
 発行の日
 募集の価格
 利率
 経過利率
 の払込み

五 二 十 債 の 理 十 国
 万 百 九 に 規 基 五 債
 円 四 億 七 定 金 億 二 債
 十 九 千 七 基 特 千 二 二 十 十
 九 百 九 づ 別 百 二 十 十 十
 十 五 万 発 計 五 万 五 万 万 万
 万 円 行 法 第 五 万 万 万 万
 五 十 五 条 第 一 項 債 債 債 債
 万 付 国 項 整 五
 七 国 項 整 五

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金額と
 の整数倍の金額によるものとす
 ずる。平成十七年十一月二十一日
 額面金額百円につき九十九円六
 十銭・五パーセント
 年一・五パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に加えて、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収されるに
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 については、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額

十三 初期利子

（ただし、当該国債を発行時
に、おいて、当該国債の非居住
者又は外国人である者が、非居
住者又は外国人である者が、非
は、前記^(一)の算式により算出し
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
する。）。
平成十八年三月十日を
とし、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十七年九月二十日
償還金額百円につき百円

十六 元利支

日本銀行

十七 払集場所

平成十七年十一月四日から平成

十八 払込期日

平成十七年十一月五日まで

十九

平成十七年十一月五日まで